



米国地方債ファンド2016-07（為替ヘッジあり）

愛称：ドリームカントリー

追加型投信/海外/債券

第3期決算に関するお知らせ

- 平素は、「米国地方債ファンド2016-07（為替ヘッジあり） 愛称：ドリームカントリー」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。
- 「ドリームカントリー」は、2018年2月19日に第3期決算を迎え、配当等収益の水準や市場動向等を勘案し、分配金額（1万口当たり、税引前）を0円に決定いたしましたので、お知らせいたします。

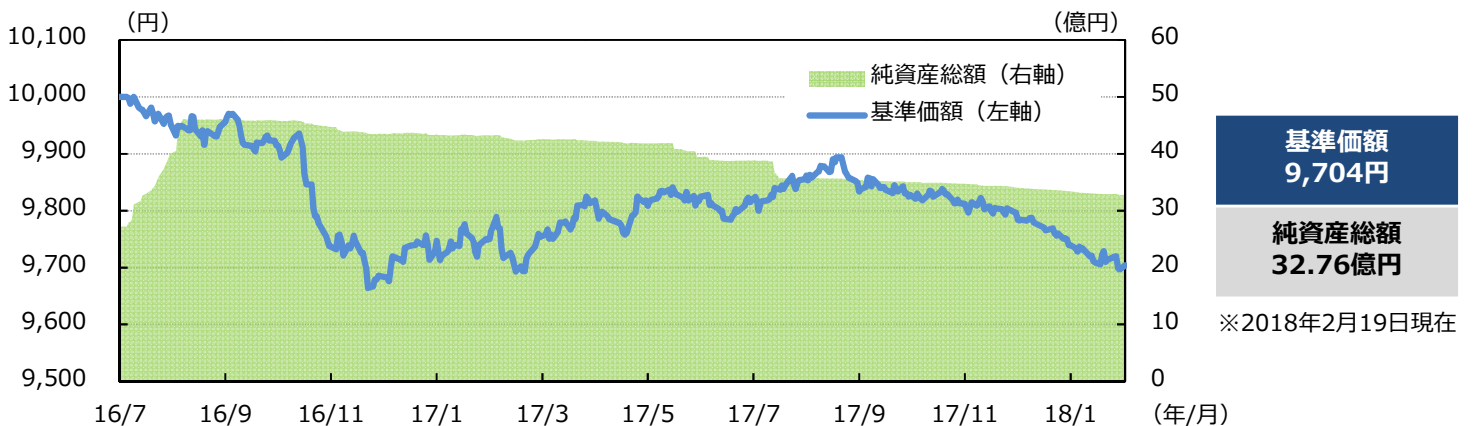
設定来分配金実績（※表内の日付は各決算日）

第1期 2017/2/20	第2期 2017/8/21	第3期 2018/2/19	設定来分配金累計
0円	0円	0円	0円

※分配金実績は、1万口当たりの税引前分配金を表示しています。

※運用状況によっては分配金が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。上記は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

運用実績（期間：2016年7月28日（当ファンド設定日の前営業日）～2018年2月19日（日次））



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

■ 設定来の投資環境

当ファンド設定以降の米国中短期地方債市場は、課税債が上昇（利回りは低下）した一方、非課税債は軟調な展開となりました。投資家の需要などが上昇要因となりましたが、米国金利の上昇などが下落要因となりました。米国金利上昇の背景として、FRB（米連邦準備制度理事会）による政策金利の引き上げや債券保有の段階的な縮小による米国国債市場の需給緩和懸念などが挙げられます。

足もとでは、米労働市場の改善などを背景としたインフレの上昇期待を受け、FRBの政策金利引き上げペースが早まるとの思惑などから、年初より米国国債市場は下落しました。一方、地方債市場は相対的に高い利回りを求める投資家の需要に支えられ、課税債、非課税債ともに相対的に下落幅は限定的となりました。2月初めの米国から派生した世界同時株安では、一部リスクマネーが安全資産に流入し、一時的に足もとの米国金利上昇が一服する展開となりました。

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※最終ページの「当資料のお取り扱いについてのご注意」をご確認ください。



アセットマネジメントOne

商号等：アセットマネジメントOne株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号
 加入協会：一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会

■ 運用実績

前述のような環境下で運用を行った結果、当ファンドの基準価額は2月19日現在で9,704円となり、設定来の騰落率はマイナス2.96%となりました。

なお、当期間の市場における1カ月物の為替ヘッジコスト（※）は、年末に向けた米ドル需要の高まりから上昇する場面もありましたが、1月末時点においては約1.9%となっています。

※為替ヘッジコストは、直物為替相場と1カ月物先物為替相場との差から試算（年率換算）した概算値であり、実際の値とは異なります。

■ 今後の見通しと運用方針

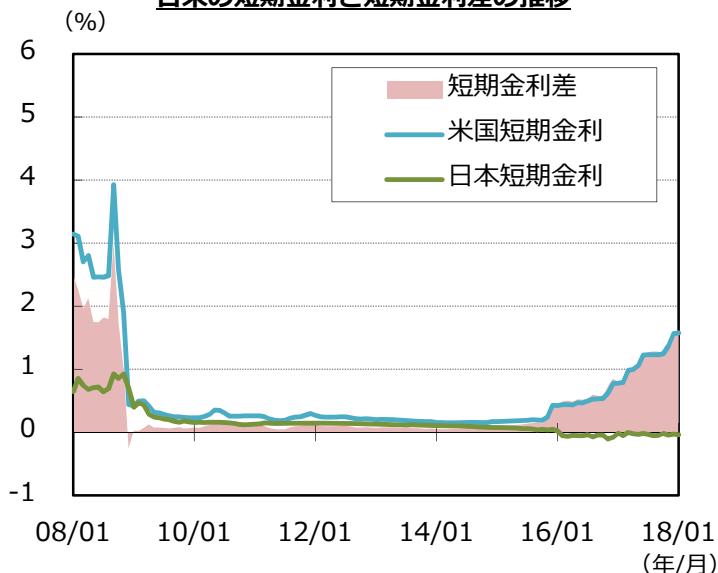
米国の政策金利引き上げペースが早まるとの観測が高まったほか、米財務省が発表した米国国債の発行計画が増額となったことなどを受けて、米国国債および米国地方債の利回りは引き続き上昇する可能性があります。

昨年12月に米税制改革法案が成立し、法人税の減税により企業による地方債への需要が減少する可能性があるものの、過去においては最高税率の変更が地方債市場に与える影響は限定的でした。

一般投資家においては、税控除縮小による負担増が長期的には税率の高い州からの人口流出につながる懸念が残るものの、節税効果を見込み地方債需要が高まる可能性もあります。また一部の地域では、年金積立不足などが長期的な課題になると見込まれますが、改善への取り組みがなされると想定されます。引き続き、利上げペース加速に対する警戒感の高まりや政策動向などには注意が必要ですが、投資家の需要が地方債市場の下支え要因になると考えられます。

このような見通しの下、引き続き発行体の信用力に留意しつつ、ポートフォリオを運用して参ります。また、償還される銘柄の入替え時には、クーポン収入による基準価額の上昇を目指し、信用力の高さに比べて割安感のある銘柄などに投資する方針です。

日米の短期金利と短期金利差の推移

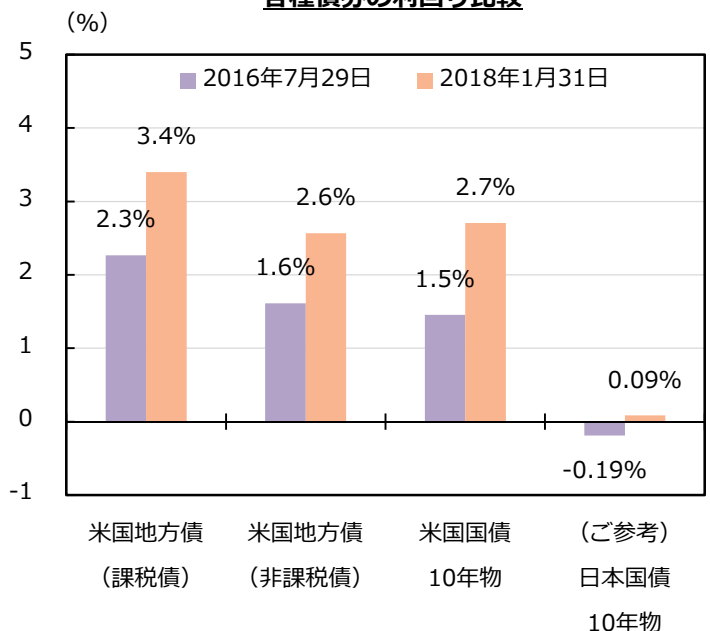


※期間：2008年1月末～2018年1月末（月次）

※短期金利は米ドルLibor1カ月物および日本円Libor1カ月物を使用。

出所：ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメント One作成

各種債券の利回り比較



※米国地方債（課税債）はブルームバーグ・パークレイズ米国課税地方債（5-10年）インデックス、米国地方債（非課税債）はブルームバーグ・パークレイズ米国地方債インデックス。

※上記は、残存年数が異なるデータであり、各債券の利回りを単純比較できるものではありません。

出所：ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメント One作成

※上記は過去の運用実績または作成時点の見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

ファンドの特色

米国地方債ファンド2016-07（為替ヘッジあり）は、米国の地方債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指します。

1. 主として米国の地方債に投資を行います。

◆主として米国の地方債に投資を行い、安定した利息収入の確保と信託財産の着実な成長を目指します。

* 米国地方債は、米国の州・地方政府やその関係団体等が発行する債券です。発行体自身が元利金の支払いを保証する一般財源保証債と、特定の事業（インフラ施設やサービス事業等）の整備・運営等のための資金調達を目的に発行され、同事業から得られる収入[revenue:レベニュー]を返済原資とする仕組みが一般的な特定財源債（レベニュー債）に大別されます。当ファンドでは一般財源保証債、特定財源債ともに投資対象としています。

* 組入資産の流動性等を勘案し、当初設定時および信託期間終了前の一定期間等については、米国の国債等の組入比率が高まる場合があります。

◆ 取得時においてBBB格相当以上の格付けを得ている債券（投資適格債券）に投資します。

* BBB格相当以上とは、S&Pグローバル・レーティング（S&P社）によるBBB-格以上、またはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's社）によるBaa3格以上の格付けをいいます。

* 組み入れた債券が、組み入れ後の格付けの低下によりBBB格相当以上でなくなった場合、信託財産の純資産総額の10%を上限として保有することがあります。

◆ 債券への投資にあたっては、主としてファンドの信託期間中に満期償還される銘柄または繰上償還が見込まれる銘柄に投資します。ただし、信託財産の純資産総額の30%を上限として、ファンドの信託期間終了から2年以内に満期償還される銘柄または繰上償還が見込まれる銘柄に投資を行うことができるものとします。

* ファンドの信託期間は、2021年8月19日までです。

◆ 債券の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

2. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

◆ 為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコストがかかる場合があります。

3. ウェルズ・キャピタル・マネジメント社が運用を行います。

◆ 当ファンドの運用の指図に関する権限の一部（有価証券等の運用の指図に関する権限）をウェルズ・キャピタル・マネジメント社に委託します。

* 組入外貨建資産に対する為替ヘッジについては、アセットマネジメントOneが行います。

4. 年2回の決算時に、収益分配を行うことを目指します。

◆ 毎決算時（原則として2月19日および8月19日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として次の通り収益分配を行います。

※ 初回決算日は、2017年2月20日です。

分配方針

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2. 分配金額は、委託会社が配当等収益の水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

5. 信託期間は約5年間です。（2016年7月29日から2021年8月19日まで）

6. 購入の申込みは、2016年8月31日までの期間に限定して受け付けます。

* 当初設定後の一定期間、ならびに市況動向やファンドの資金事情、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

基準価額の変動要因

当ファンドは、債券などの値動きのある証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

金利変動リスク

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している債券の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する債券の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

信用リスク

当ファンドが投資する債券等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはその可能性が高まった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、当ファンドの主要投資対象である米国地方債のうち特定財源債については、一般に地方政府等の発行体自身の信用力によらず、債券ごとに特定の事業から生じる収入等を通常債券の元利金の支払い財源としています。そのため、当ファンドで投資する特定財源債について、元利金の支払いの裏付けとなる特定事業が不振となった場合等には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

為替変動リスク

当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行うにあたり、為替ヘッジを行う通貨の短期金利が日本円の短期金利より高い場合、この短期金利の金利差相当分のヘッジコストがかかります。ただし、為替市場の状況によっては、実際のヘッジコストが短期金利の金利差相当分よりも大きくなる場合があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではなく、上記以外に「組入債券の繰上償還遅延リスク」、「流動性リスク」、「カントリーリスク」などがあります。

その他の留意点

収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

お申込みメモ

※当ファンドの購入申込期間は終了しています。

換金単位	1万口単位または1口単位 ※換金単位は、販売会社により異なる場合があります。また、販売会社によっては換金単位を別に設定する場合があります。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額 ※基準価額は1万口当たりで表示しています。
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
購入・換金申込不可日	申込日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	信託財産の効率的な運用または投資者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合（換金の請求金額が多額な場合を含みます。）、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受け付けを取り消すことがあります。
信託期間	2021年8月19日まで（2016年7月29日設定）
繰上償還	委託会社は次のいずれかの場合、事前に投資者（受益者）の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることがあります。 ・この信託契約を解約することが投資者のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。 ・信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。
決算日	毎年2月19日および8月19日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算日に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用											
購入時手数料	当ファンドの購入申込期間は終了しています。										
信託財産留保額	1口につき、換金請求受付日の翌営業日の基準価額に対して、 0.05% の率を乗じて得た額										
投資者が信託財産で間接的に負担する費用											
運用管理費用（信託報酬）	運用管理費用＝日々の純資産総額×信託報酬率（ 年率0.5184%（税抜0.48%） ）以内の率 ※運用管理費用は毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。 * 運用管理費用（総額）は、ファンドの純資産総額の残高に応じて以下の通りとします										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>純資産総額</th> <th>運用管理費用（総額・年率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100億円以下の部分</td> <td>0.5184%（税抜0.48%）</td> </tr> <tr> <td>100億円超500億円以下の部分</td> <td>0.4428%（税抜0.41%）</td> </tr> <tr> <td>500億円超750億円以下の部分</td> <td>0.4104%（税抜0.38%）</td> </tr> <tr> <td>750億円超の部分</td> <td>0.3996%（税抜0.37%）</td> </tr> </tbody> </table>	純資産総額	運用管理費用（総額・年率）	100億円以下の部分	0.5184%（税抜0.48%）	100億円超500億円以下の部分	0.4428%（税抜0.41%）	500億円超750億円以下の部分	0.4104%（税抜0.38%）	750億円超の部分	0.3996%（税抜0.37%）
純資産総額	運用管理費用（総額・年率）										
100億円以下の部分	0.5184%（税抜0.48%）										
100億円超500億円以下の部分	0.4428%（税抜0.41%）										
500億円超750億円以下の部分	0.4104%（税抜0.38%）										
750億円超の部分	0.3996%（税抜0.37%）										
その他の費用・手数料	以下のような費用・手数料等が投資者の保有期間中、そのつど（監査費用は日々）かかります。 信託財産に関する租税／監査費用／信託事務の処理に要する諸費用／外国における資産の保管等に要する費用／組入有価証券の売買時の売買委託手数料 等 ※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用等（上限額等を含む）を表示することができません。										
上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。											

<税金>

個人の投資者（受益者）の場合、普通分配金および換金時・償還時の差益に対して課税されます。
※詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。
※少額投資非課税制度をご利用の場合、非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

加入している金融商品取引業協会を○で示しています。

■ 販売会社	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会	備考
株式会社北陸銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第3号	○		○		
株式会社みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号	○		○	○	
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第34号	○	○	○		

※上記の表は、アセットマネジメントOne株式会社が基準日時点で知りうる信頼性が高いと判断した情報等から、細心の注意を払い作成したものです。その正確性、完全性を保証するものではありません。

※当ファンドの購入申込期間は終了しています。

<p>◆委託会社 アセットマネジメントOne株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号 加入協会/一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 信託財産の運用指図等を行います。</p> <p>◆受託会社 みずほ信託銀行株式会社 信託財産の保管・管理等を行います。</p>

◆ファンドに関するお問い合わせ先 アセットマネジメントOne株式会社	
コールセンター 0120-104-694 (受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)	ホームページアドレス http://www.am-one.co.jp/
※お客さまの口座内容などに関するご照会は、お申込みされました販売会社にお尋ねください。	

投資信託ご購入の注意

投資信託は、

1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
2. 購入金額については元本保証及び利回り保証のいずれもありません。
3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。
- 当資料は情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当ファンドは、債券などの値動きのある証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

【指数の著作権等】

ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。パークレイズは、ライセンスに基づき使用されているパークレイズ・バンク・ピーエルシーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・パークレイズ米国課税地方債(5-10年)インデックス、ブルームバーグ・パークレイズ米国地方債インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。